農業競争力強化支援法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策 (第八条-第十条)

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策 (第十一条— 第十五条)

第三節 施策の検討 (第十六条)

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措置

第一 節 事業再編 又は事業参入の 促 進 $\overline{\mathcal{O}}$ 実施 に関する指針(第十七条)

第二節 事業再編に関する計画 (第十八条—第二十条)

第三節 事業参入に関する計画 (第二十一条・第二十二条)

第四節 支援措置

第 款 事 ·業 の 譲渡 の場合の債権者の異議の催告等(第二十三条)

第二款 独立 行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務 (第二十四条)

第三 款 株式会社 日 本 政 策金融 公庫の 行う事業 再編等促進業務 (第二十五条・第二十六条)

第四 款 株 式会社農 林 漁業成長産業化支援機構 0) 行う事業再編等支援業務 (第二十七条—第三十条

第五節 雑則 (第三十一条—第三十四条)

第四章 雑則 (第三十五条・第三十六条)

第五章 罰則(第三十七条·第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第 一 条 この法律は、 我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、 経済社会情勢の変化

に対応してその構造改革を推進することと併せて、 良質かつ低廉な農業資材 の供給す 及び農産 物 流 通 等 の合

理 化 \mathcal{O} 実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関 Ļ 玉 \mathcal{O} 責務! 及び 玉 が *講ずべ き施策等を定め

当 該 施 策 が 一 環として事業再編 又は事業参入を促進するための 措置 を講ずること等により、 農業者 によ

る農業の競争力の強化の取組を支援し、 もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを

目的とする。

(定義)

第二条 この 法律 に お いて 「農業資材事業」 とは、 農業資材の生産 又は販売の事業であって、 農業者が行う

もの以外のものをいう。

2 0 法律に お いて 「農産: 物流通等」 とは、 農産物 (農産物を原材料として製造し、 又は 加工したもの を

含む。 以下同じ。 の卸売若 しくは・ 小 売又 は は農産物・ を原材料として使用する製造若 しくは 加 工 をい う。

3 この 法 律 に お 1 7 農 産 物 流 通等 事 · 業 とは、 農 産 物 流 通等 の事業であ って、 農業者が 行うも \mathcal{O} 以 外 \mathcal{O}

ものをいう。

4 0 法律において 「農業生産関連事業」 とは、 農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、 農業生産

関連事業者」とは、農業生産関連事業を行う事業者をいう。

5 \mathcal{O} 法律に お V) 7 事 業再 編 とは、 良質 か つ低 廉 な農業資 材 \mathcal{O} 供 給 又は農産 物 流 通等 \mathcal{O} 合理 化 に資す

ることを目的として農業生 産 関連事業者が た行う事業 業活 動であって、 次の 各号の ١, ずれにも該当するも 0 を

いう。

合併、 分割、 農業生産関 連 事業 の譲渡 又は譲受けその 他主務省令で定める措置を行うものであること。

前号 \mathcal{O} 措 置 に 係 る農 業 生 産 関 連 事 業 \mathcal{O} 全部 又 は 部 \mathcal{O} 方式 \mathcal{O} 変更であ って、 農業 資 材 又 は 産 物 12 係

る新たな生産若しく は 販 売 \mathcal{O} 方式 0) 導入 又は設備 等 (施設、 設備 機器、 装置 又は 情 報 処 理 \mathcal{O} 促 進 に 関

する法律 (昭 和 匹 一十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。 第十八条第 五. 一項に

お 1 て同じ。) その他 の経営資源 の高 度な利用により、 農業資材又は農産物 \mathcal{O} 生産 又は 販 売 \mathcal{O} 効率: 化 を

図るものであること。

6 法 律 に お 1 7 事 業参入」とは、 良質 か つ低 廉 な農業資 材 0 供 給 又は農産 物 流 通等 \mathcal{O} 合理 化 に資

ることを目的として、 農業生 産関連事 業を新たに行うことをいう。

7 0 法律において 「事業」 再 編促進対象事 業 とは、 農業生産関 連 事業のうち、 その事業 の属する事業分

野 \mathcal{O} 相 当部分を担う事業者 0 生産性が低いことその 他 の事 情により、 事 事業再編 0 促 進が 特 に 必要と認 8

れ る事 業分野として主務省令で定めるも Oに属する事業をい V. 事 業再編 促進 対象事業者」 とは、 事業

再編促進対象事業を行う事業者をいう。

8 0 法律にお いて 事 業参入促進対象事 業 とは、 農業生産関 連事 業のうち、 その事業 \mathcal{O} 属する事

業分

野 \mathcal{O} 事 業者 \mathcal{O} 数 が 少 数であることその 他 \mathcal{O} 事 , 情 に ょ り、 事 業 参 入 \mathcal{O} 促 進 が 特 に必要と認め 5 れ る事 業 分 野

て主 一務省令 で定 \emptyset る Ĕ \mathcal{O} に 属 す る 事 業 を 1 **!** 事 業 参 入促 進 対 象事 業 者 とは、 事 業 参 入 促 進 対 象

事業を新たに行おうとする事業者をいう。

(国の責務)

第三条 玉 は、 農業者による農業の競争力の 強化の取 組を支援するため、 国内外における農業資材 \mathcal{O} 供 給及

び農 産 物 流 通 等 \mathcal{O} 状 況を踏まえ、 良質 か 0 低 廉 な農業を 資 材 \mathcal{O} 供 給 及び)農産 物 流 通 等 \mathcal{O} 合理 化 を実 現するた

 \Diamond \mathcal{O} 施 策 を 総 合 的 12 策 定 し、 並 び にこれ を着 実 に 実 施 す る責務 を有 す ź。

農業生産関連事業者等の努力)

第四 条 農業: 生産 関 連 事業者は、 我が 玉 の農業が将来にわたって持続的に発展することが、 農業生産関 連 事

業 \mathcal{O} 発 展 につながることを踏まえ、 良質 か 0 低 廉な農業資 材 \mathcal{O} 供 給及 T)農産: 物 流 通 等の 合理 花の 実 現 に資

するよう取 ŋ 組 むとともに、 その 取 組 を持 続 的 に行うよう努め るものとする。

政 府 関 係 金 融 機 関 及び 株 式 会社 農 林 漁業 成 長 産業 化 支援 機構 (以 下 「支援機構」 という。 は、 前 項 \mathcal{O}

2

取 組 を促進する観点から、 農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるものとする。

3 政 府 関 係 金 融 機関 及び支援 機構 が 前 項の 資 金供給を行う場合に お , , ては、 民間 金融機関 と連 携するよう

努めるものとする。

(農業者等の努力)

第五条 農業者は、 農業資材の調達を行い、 又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、 有利な条件を提

示する農業生産関 (連事業者との取引を通じて、 農業経営の改善に取 り組むよう努めるものとする。

2 農業者 \mathcal{O} 組 織 する団体で あって農業経営 \mathcal{O} 改善 このため 0 支援を行うもの は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 取 組 を促進する観点

から、支援を行うよう努めるものとする。

3 農業 者 \mathcal{O} 組 織 する団体であって農業生産 関 連事業を行うもの (以 下 「農業者団体」という。) は、 前条

第一 項 の取り 組を行うに当たっては、 農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

(関係行政機関の連携協力)

第六条 主務大臣 及び 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 **当** 該 行 政機 関 が 合議 制 の機関 である場合にあっては、 当 該 行 政機

関。 第十 七 条第 匹 頃に、 お 1 て同じ。 は、 良質、 か つ 低 廉な農業資材 \mathcal{O} 供給及び 農 産 物流 通等 \dot{O} 合理化を実

現するための施策が 7円滑 か つ効果的に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力するものとする。

(留意事項)

第七 条 玉 は、 良質 か つ低廉な農業資 材 の供 給又は農産 物 流 通等 の合理化を実現するため 0 施 策を講ずるに

当たって は、 農業生産関連 事 業者の \mathcal{O} 自 主的 な努力を支援することにより、 民 間 事 業者の活 力の 発揮を促進

適正な競争の下で農業生産関 (連事業の健全な発展を図ることに留意するものとする。

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

〔農業資材事業に係る事業環境の整備〕

第八条 玉 は、 良質 かか 0 低 廉な農業資 材 の供 給を実現する上で必要な事 業環境 の整備のため、 次に 掲げる措

置その他の措置を講ずるものとする。

農薬 の登録 その 他 の農業資材に係る規 制について、 農業資材の安全性を確保するための 見直 玉 際

的 な標準 کے \mathcal{O} 調 和 を図 るため $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 見直 しその他の当該 規制を最新 の科学的知見を踏まえた合理的 になも のと

するための見直しを行うこと。

農業機械その他 の農業資材の開発について、 良質かつ低廉な農業資材 の供給 の実現に 向 けた 開 発 の目

標を設定するとともに、 独立 行 政 法 人の 試 験 研究機 関、 大学 及び 民 間 事 業 者 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 連 携 を促 進すること。

三 農業 資 材 で あ 0 てそ 0) 銘 柄 が 著 しく多 数で あ る た め 銘 柄ごと 0 その 生 産 \mathcal{O} 規 模 が 小さく その 生 産 を行

う 事 業者 \mathcal{O} 生 産 性 が 低 1 ŧ \mathcal{O} につ 1 て、 地 方公共団 体 又は は農業者! 団 体 が :行う当: 該 農業資 材 \mathcal{O} 銘 柄 \mathcal{O} 数 \mathcal{O}

増 加 と関連 す える基 準 \mathcal{O} 見 直 その他 の当該農業資 材の銘柄 の集 約 0 取 組 を促進すること。

兀 種 子 そ O他 \mathcal{O} 種 苗 に つ 7 て、 民間 事 子業者がに 行う技術 開 発及び 新 品 種 の育 成その 他 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 生産及び 供

給を促進するとともに、 独 <u>\\</u> 行 政 法 人 \mathcal{O} 試 験 研 究 機 関 及 Ű 都 道 府 県が 有 す る種 苗 \mathcal{O} 生 産 に 関 す Ś 知 見 \mathcal{O}

民間事業者への提供を促進すること。

漢業資 材事 業 に 係 る事 業 再 編 又 は 事 業参 入 0 促 進 等)

第 九条 玉 は、 良質 か 0 低廉な農業資 材 の供 給を実現するため、 農業資材事業について、 適 正 立な競 争の下で

高 V 生 産 性 が 確 保されることとなるよう、 事 →業再編[→] 又は 事業参入を促進することその他 の 必 要な措置 を講

ずるものとする。

(農業資材の調達に必要な情報の入手の円滑化)

第十条 国は、 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、 農業者が農業資材の調達を行い、 又は農業

者団 体 :が農業者に供給する農業資 材 の調達を行うに際し、 有利な条件を提示する農業生産 関 連事 業者 を選

択す るた 8 0) 情 報を容易に入手することができるようにするため 0 措 置を、 民間 事 業者 \mathcal{O} 知見を活用 L 0

つ、講ずるものとする。

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策

(農産物流通等事業に係る事業環境の整備)

第十一条 国 は、 農産 物 流 通等の 合理化 を実現する上で必要な事業環境 \mathcal{O} 整備 のため、 次に掲げる措置その

他の措置を講ずるものとする。

農産 物 流 通等に係 る規制につい て、 経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。

農産 物流 通等に係る規格について、 農産物流 通等の現状及び消費者の需要に即応して、 農産 物 の公正

カ つ円滑 な取 引に資するため、 国が定めた当該規格 の見直しを行うとともに、 民間事業者が定めた当該

規格の見直しの取組を促進すること。

 \equiv 農産 物 流 通等について、 その業務の効率化に資するため、 情報 通信技術その 他 の技術 の活用を促進

ること。

(農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等)

第十二条 玉 は、 農産 物流 通 等 の合理は 化を実現するため、 農産物流 通等事業について、 次に掲げる措置その

他の必要な措置を講ずるものとする。

農産物の卸売又は小売の事業について、 適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われることとな

るよう、事業再編又は事業参入を促進すること。

農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、 適正な競争の下で高い生産性が確保さ

れることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。

2 国は、 前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、 農業の健全な発展に資するため、 農産物の取引の

安定が確保されるよう配慮するものとする。

(農産物の直接の販売の促進)

第十三条 国は、 農産 物 流通等の合理化を実現するため、 農業者又は農業者団体による農産物の消費者への

直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

(農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化)

第十四 条 玉 は 農産 物 流 通 等 \mathcal{O} 合理 化 を実 現するため、 農業者 又 は農業者 団体 が農産が 物 \mathcal{O} 出 荷又 は 販売を

行うに 際 有 利 な 条 件 を提 示 する農 業 生 産 菌 連 事 業者を選 択 す るた 8 \mathcal{O} 情 報を容易に入手することが

きるようにするため \mathcal{O} 措 置 を、 民間 事 業者 \mathcal{O} 知見 を活用しつつ、 講ずるものとする。

(農産物の品質等についての適切な評価)

第十五 条 玉 は、 農産 物流 通等 \dot{O} 合理: 化を実現するため、 農産物 \mathcal{O} 取 引又は消費に際し、 その品質、 生産 又

は 流 通 \mathcal{O} 方法そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 特 性 が 適 切 E 評 価 されるようにするため \mathcal{O} 措置 を講ずるものとする。

第三節 施策の検討

第十六条 政府 は お お むね 五年ごとに、 国内外における農業資材 の供 給及び農産 物流通等 \mathcal{O} 状況 に関 する

調査を行い、これらの結果を公表するものとする。

2 政 府 は、 お お むね五年ごとに、 前二節に定める施 策を含め、 良質 かか つ低廉な農業資材の供給又は農産

流 通 等 \mathcal{O} 合 理 化 を実現するため \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 在 り方につい て、 農業者に ょ る農業 の競 争力 0 強 化 \mathcal{O} 取 組を支援

Ź 観 点 から検 討を加え、 その結果 に 基づいて必要な措置を講ずるものとする。

す

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措 置

第 節 事 業 再編 又 は 事業参 入 0 促 進 \mathcal{O} 実 施 に 関 はする指摘 針

第十七 条 主務大 臣 は、 事 業 再 編 又は 事 業 参 入 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} 実施 に関 する指針 (以 下 「実施指針」 という。 を

定めるものとする。

2 実施指針には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

事 業再 編 \mathcal{O} 促進 の実施 に 関する次に掲げる事 項

1 事 業 再 編 促 進 対象事 業 \mathcal{O} 将 来 \mathcal{O} 在 り方

口 良 質 か 0 低 廉 な農 業資 材 \mathcal{O} 供 給 又 は 農産 物 流 通 等の 合 理 化 \mathcal{O} 目 標、 事業再 編 による生産 性 0 向 上 \mathcal{O}

目 「標そ 0) 他 \mathcal{O} 事 業 再 編 促 進 対象事業者による事 業 海編 \mathcal{O} 目 標 \mathcal{O} 設 定に 関 する 事 項

ハ 事 業 再 編 業再編 促 進対象事業者による事業再編 に関する重要事 項 の実施方法に関する事項

=

その

他

事

事 業参 入 \mathcal{O} 促進 \mathcal{O} 実施 に 関する次に掲げる事項

1 事 業参 入 促 進 対 象 事 業 \mathcal{O} 将 来 O在 り方

口 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他の事業参入促進対象事業者

による事業参入の目標の設定に関する事項

ハ 事 業参 入 促 進 対 象 事 業者による事 業 参 入の 実施方法に関 する事 項

ニ その他事業参入に関する重要事項

3 主務大臣は、 経済事情の変動により必要が生じたときは、 実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、 実施指針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行政 機関の長に

協議するものとする。

5

主務大臣

は

実施指導

針を定め、

又はこれを変更したときは、

遅滞なく、

これを公表するものとする。

第二節 事業再編に関する計画

(事業再編計画の認定)

第十八条 事業再編 促進対象事 業者は、 その実施しようとする事業再編に関する計画 (以 下 事 業再編計 画

という。)を作成し、 主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、 その認定を受ける

ことができる。

2 以 上の事 業 海編2 促進 対 象事 業者 いがその 事業再編 を共同 して実施する場合にあっては、 当該二 以上の事

業再 編 促 進 対 象 事 業者 は 共 同 L て 事 業 再 編 計 画 を 作 成 Ĺ 前 項 \mathcal{O} 認 定を受けることができる。

3 事 業 再 編 計 画 に は、 次 に 掲 げ る事 項 を 記 載 す る ŧ \mathcal{O} とす

良 了 質 カン 0 低 廉 派な農業が 資 材 \mathcal{O} 供 給 又 は 農 産 物 流 通 等 \mathcal{O} 合理化 \mathcal{O} 目 標 事 業 再 編 による生 産 性 \mathcal{O} 向 上

 \mathcal{O}

目

標その他事業再編の目標

良 質 カン 0 低 廉 な農業資 材 0 供 給 又は農 産物流 通 等の 合理化 の内容その 他事業再編 の内容及び 実施! 期間

 \equiv 事 業 再 編 \mathcal{O} 実 施 に 心要 な 資 金 \mathcal{O} 額 及び その 調 達 方 法

四 事業再編に伴う労務に関する事項

4 前 項 第二号に 撂 げ る 事 項 に は 事 業 再 編 \mathcal{O} 実 施 と併 せて、 施 設 \mathcal{O} 撤 去 叉 は 設 備 \mathcal{O} 廃 棄を行う場 合 に あ 0

7 は当 該 施 設 又 は 設 備 \mathcal{O} 種 類 を 事 業 再 編 促 進 設備 等 \dot{O} 導入を行う場合に あ 0 7 は当該事 業 再 編 促 進 設 備

等の種類を、それぞれ記載することができる。

5 前 項 \mathcal{O} 事 業 再 編 促 進 設 備 等 とは、 農業資 材 又 は 農産 物 \mathcal{O} 生 産 又 は 販 売 \mathcal{O} 用 に供する設備等であ って

事 業 再 編 \mathcal{O} 促 進 に 特 に 資するものとして主務省令 で 定め る Ł \mathcal{O} を 7 う。

6 主務大臣は、 第一 項の認定の申請があった場合において、 次の各号のいずれにも該当すると認めるとき

は、その認定をするものとする。

当該 事 · 業 再 編 計 画 が 実 施 指 針 に 照ら L 適 切 な ŧ のであること。

に資すると見込まれるものであること。

当該

事

業再

- 編計

画

に係

る事

業再

編

が

良

質

か

つ低廉な農業資材

0

供給又は農産

物流通等

の合理化

この実現

 \equiv

当該事業再

-編計

画に係る

..る事

業再

-編が

円

滑

か

つ確実に実施されると見込まれるものであること。

兀 当該 事 業 再 編 計 画に係 る 事 業再 編 が 従 業員 \mathcal{O} 地 位 を不当に害するものでないこと。

五 当該 事 業 再 編 計 画 に係 る 事 業 再 編 が、 玉 内 外 \mathcal{O} 市 場 \mathcal{O} 状 況 に照らして、 当該 申 請 を行 う 事 業 再編 促 進

対 象事業者とその行う事 業再編促 進 対象 事 業 と同 0 事 業 分野 に 属 する事業再 編促進対 象事 業を行 う他

 \mathcal{O} 事 業 再 編 促 進対象事業者との間 の適正 な競争を阻 害するものでないこと。

六 当 該 事 業再 ·編計 画に係る事 業再 編 が 般消費者及び 他 の事 業者 \mathcal{O} 利 |益を不当に害するものでないこと。

7 主務 大臣 は 第 項 \mathcal{O} 認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る事業再 編 計

画の内容を公表するものとする。

(事業再編計画の変更等)

第十九条 前条第 一項の認定を受けた事業再編促進対象事業者 (当該認定に係る事業再編計 画に従って設立

された法人を含む。 以 下 「認定事業再編事 業者」という。) は、 当該 認定 に係 る事 事業再編: 計 画を変更しよ

うとするときは、 主務省令で定めるところにより、 主務大臣の認定を受けるものとする。

認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計

画

(前項の規定による変更の認定があっ

2

主務大臣は、

たときは、その変更後のもの。 以 下 「認定事業再編計 画 という。) に従って事業再編を実施してい ない

と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣 は 認定事 業再 編 計 画 が 前条第六項各号の いず れ か に該当 L な 7 ものとなったと認めるときは

認定事 *業再編 事業者に対して、 当該認定事 事業再編; 計画 の変更を指示し、 又はその認定を取り消すことが

できる。

4 主務大臣は、 前二項の規定による認定の取消しをしたときは、 その旨を公表するものとする。

5 前条第六項及び第七 項の規定は、 第一 項 の規定による変更の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十条 主務大臣は、 第十八条第一項の認定 (前条第一項の規定による変更の認定を含む。 第三項にお

て同じ。)をしようとする場合にお ****\ て、 当該 認定に係る申請 を行う事業再編 促 進 対象事 業 者 \mathcal{O} 事 業 再 編

が 当 該 事 業再 編 促 進 対 象 事 業者 \mathcal{O} 行 う事 *業再! 編 促 進 対 象 事 · 業 \mathcal{O} 属 す る事 業 分野 に お け Ź 適 正 な 競 争 を阻

害す るおそれ が あるものとして政令で定め るものに該当するときは、 あらかじめ、 公正取 引委員会に、 当

該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとする。

2 主務大臣及び公正 取引委員会は、 前 項 \bigcirc 規定による協議に当たっては、 手続 の迅速か つ適 確な実施を図

るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主 蓩 大臣 及 び 公 正 取引委員 公会は、 第 項 \mathcal{O} 規定による送付に係 る事 業再編 計 画 で あ って主 一務大 臣 が 第十

八条第 項の 認 定をしたも のに従ってする行為につい て、 当 該 認 定後 \mathcal{O} 経 済 事 , 情 \mathcal{O} 変動 にこ ょ り 事 業 再 編 促

進 対象事 業者 間 \mathcal{O} 適 正 な競争を阻害 Ļ 並 びに一 般消費者及び他 の事業者 の利益を不当に害することとな

第三節 事業参入に関する計画

5

ない

よう、

相

互

元に緊密

に連絡するものとする。

(事業参入計画の認定)

事業参入促進対象事業者は、 その実施しようとする事業参入に関する計画 (以 下 「事業参入計

という。)を作成し、 主務省令で定めるところにより、 これを主務大臣に提出 して、 その 認定を受け

ることができる。

2 二以上の事業参入促進対象事業者がその事業参入を共同 して実施する場合にあっては、 当該二以上の事

業参入促進対象事業者は、 共 同 して事業参入計画を作成し、 前項の認定を受けることができる。

3 事 業参入計 画には、 次に掲げる事項を記載するものとする。

良質 か 0 低 廉な農業資材 \mathcal{O} 供給 又は 農 産物流 通 等 の合理化 \mathcal{O} 目 [標その 他事業参入の

良質 か 0 低 廉 な農業資 材 \mathcal{O} 供 給 又 は 農 産 物 流 通 等 \mathcal{O} 合理; 化 \mathcal{O} 内 容その 他 事 業参入の 内 容 及び 実施・ 時 期

三 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、 第一 項の 認定 の申 請 が あっ た場合において、 次の各号のいずれにも該当すると認めるとき

は、その認定をするものとする。

当該事業参 入計 画 が 実 施 指 針に 照ら Ū 適 切 な ŧ のであること。

当該 事業参 入計 頭に係る る事 業参 入が 良質 かか つ低 廉 な農業資材 の供給又は農産 物流通等 の合理化 この実現

目

標

に資すると見込まれるものであること。

三 当該事業参入計 画に係る事業参 入が円 滑 カ つ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣 は 第 項 \mathcal{O} 認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、 当 一該認定に係る事 *業参

画の内容を公表するものとする。

(事業参入計画の変更等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた事業参入促進対象事業者 (当該認定に係る事業参入計画に従って設

立された法人を含む。 以 下 「認定事業参入事業者」という。) は、 当該認定に係る事業参入計 画 を変更し

ようとするときは、 主務省令で定めるところにより、 主務大臣 の認定を受けるものとする。

2 主務大臣は、 認定事業参入事 業者が当該認定に係る事業参入計 画 (前項の規定による変更の認定が あ

たときは、その変更後のもの。 以 下 「認定事業参入計画」という。) に従って事業参入を実施していない

と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は 認定事 業参入計 画 が 前条第四 項各号の いずれ かに該当しな \ \ ものとなったと認めるときは

認定事業参入事業者に対して、 当該認定事 業参入計 画 の変更を指示し、 又はその認定を取り消すことが

てきる

4 主務大臣は、 前二 項の規定による認定の 取 消しをしたときは、 その旨を公表するものとする。

前 条第 兀 項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定は、 第 項 0) 規定による変更の 認定に ついて準 用 でする。

第四節 支援措置

5

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等

農業生産関連事業者であって株式会社であるもの

(以下この項及び第四項において「会社」と

いう。) は、 認定事 事業再編; 計 画に従って行わ れる事 美 の全部で 又は一 部 \mathcal{O} 譲 渡に つい て株主総会若しくは 取

締 役会の 決 議 又 は 執 行役 0 決定がされたときは、 当該 決 議 又は 決定の 日 か ら二週 間 以内 に、 特定 債 権 者

当該会社に対する債権を有する者のうち、 当該事業の全部又は 部 \mathcal{O} 譲渡 に伴 い、 当 該事 業 の全部 又は

部 を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、 当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者

をいう。 第三項及び第四項において同じ。) に対して各別に、 当該事 業の全部又は 部 \mathcal{O} 譲 渡の 要 領 を通

知 Ĺ か つ、 当 該 事 業 の全部又は 部 \mathcal{O} 譲渡に異議 のある場合には一 定の 期間内に異議を述べるべき旨を

催告することができる。

- 2 前 項 \mathcal{O} 期間 は、 月を下ってはならない。
- 3 第 項 \mathcal{O} 規定 に よる催告を受けた特 定債 権 者 が 同 項 \mathcal{O} 期 間 内 に異議を述べ なか ったときは、 当 該 以特定債

権 者 は、 当 該 事 業 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 譲 渡 を 承 認 L た ŧ \mathcal{O} とみ 、なす。

4

特定債

権者

が

第一

項

 \mathcal{O}

期間

内

に異

議

を述べたときは

当該会社は、

弁済.

Ĺ

又は相当の

担

保を提供

若 しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融 機 関 に 相

当の 財 産を信 託 しなければならない。 ただし、 当該 事業の全部 又は 部の 譲 渡をしても当該 特定債 権 者を

害するおそれ が ないときは、 この 限 りでない。

第 二款 独 <u>\f</u> 行 政 法 人中 小 企 業基 盤 整 備 機 構 \mathcal{O} 行う事 業 再 編 等促 進 業 務

第二十四条 独立 行 政 法 人中 小 企業基礎 盤 整 備 機 構 は、 次の 各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調 達す

るために発行する社債 (社 債、 株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第六十六条第

号に 規定する短 期社 債を除く。 第二十七条第七号において同じ。) 及び当該資金 の借入れ に係る債務の保

証 \mathcal{O} 業務を行う。

認定 事 業再 編 事 業者 認定事 事業再編; 計 三画に従 いって事 業再編を実施するため に必要な資 金

認定事業参入事業者 認定事業参入計画に従って事業参入を実施するために必要な資金

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務

(資金の貸付け)

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫 (以 下 「公庫」という。)は、 株式会社 日 本政策金融公庫 法 (平成

十九 年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一条に規定する業務のほ か、 次の各号に掲げる者

に対し、 農業の健全な発展に資する長期か つ低利の資金であって当該各号に定めるもの 他 \mathcal{O} 金 融 機 関 が

融通することを困難とするも $\tilde{\mathcal{O}}$ に限る。 のうち農林水産大臣 及び 財務大臣 が指定するも \mathcal{O} 0 貸付け \mathcal{O} 業

務を行うことができる。

認定事 業再 編事 業者 (中小企業者 (公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。 次号及び次条

第一 項にお いて同じ。)に限る。) 認定事業再編計画に従って事業再編を実施するために必要な資 金

(償還期限が十年を超えるものに限る。)

認定事業参 入事 業者 中 小 企業者に限る。 認定事 ,業参入計 画 に従って事業参入を実施するために

必要な資金(償還期限が十年を超えるものに限る。

政令で定める範囲内で、

公庫

が定める。

3 第 項 の規定により公庫 が行う同項に規定する資 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 貸付 けに . つ ١ ر ての公庫 法第十一 条第一 項第六号、

第十二条第一項、 第三十一条第二項第一号口、 第四十一条第二号、 第五十三条、 第五十八条、 第 五十 九条

第一項、 第六十四条第一項第四号、 第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、 次の

表 0 上欄に掲げる公庫法の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、 同 表の下欄に掲げる字句とする。

又は農業競争力強化支援法第二十五条		一号ロ及び第四十一
岩しくは別表第二第二号に掲げる業務	又は別表第二第二号に掲げる業務	第三十一条第二項第
第二十五条第一項に規定する業務		
掲げる業務及び農業競争力強化支援法	掲げる業務	第十二条第一項
十五条第一項に規定する業務		
(平成二十九年法律第 号)第二		号
掲げる業務及び農業競争力強化支援法	掲げる業務	第十一条第一項第六

並びに第十一条第一項第五号		
同法第二十五条第一項に規定する業務	同項第五号	
第一項に規定する業務		
又は農業競争力強化支援法第二十五条		四号
若しくは別表第二第二号に掲げる業務	又は別表第二第二号に掲げる業務	第六十四条第一項第
		十九条第一項
この法律、農業競争力強化支援法	この法律	第五十八条及び第五
項第五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一		
農業競争力強化支援法第二十五条第一	同項第五号	第五十三条
並びに第十一条第一項第五号		
同法第二十五条第一項に規定する業務	同項第五号	
第一項に規定する業務		条第二号

条第一項に規定する業務		
務又は農業競争力強化支援法第二十五		
までの下欄に掲げる資金の貸付けの業	の下欄に掲げる資金の貸付けの業務	
若しくは別表第一第一号から第十四号	又は別表第一第一号から第十四号まで	別表第二第九号
二十五条第一項		
第十一条及び農業競争力強化支援法第	第十一条	第七十三条第三号

(債務の保証)

第二十六条 公庫 は、 公庫 法第十 条のに 規定に か か わ らず、 次に掲げる業務を行うことができる。

省令 認定事業 財務省令で定めるものに限る。) 業再 海事 業者 (中小企業者及び が 海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・ 認定事業再編計画に従って海外におい て事業再編を実施 経済産業 する 業

ために必要な長期の資金であって農林水産大臣、 経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの 借 入れ

外国 の銀 行そ 0 他の 金融 機関 のうち農林 水産省令 経済産業省令 財務省令で定めるも \mathcal{O} か 5 \mathcal{O} 借 入れ

に限る。 次号において同じ。) に係る債 務 \mathcal{O} 保 証 (債 |務を負担する行為であって債 務 0 保 証 に準ずるも

のを含む。同号において同じ。)を行うこと。

認定事業参 入事 業者 中 小企業者及び 海外にお けるこれに準ずるものとして農林水産省令 経済産業

省令 財 務省 令で定め るも 0) に限 る。 が 認 定事 業 参 入 計 画 に 従っつ て海 外 に お į١ 7 事 <u>,</u> 業 参 入を実 施 す る

ために必要な 長期の資金であ って農林水産大臣、 経済産業大臣及び財務大臣 が指定するも <u>0</u> 0 借 入れ に

係る債務の保証を行うこと。

2

前 項 O規定による債務の保 証は、 公庫法の適用については、 公庫法第十一条第一項第二号の規定による

公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四 款 株式 会社農林 漁業 成長産 業化支援機 構 \mathcal{O} 行う事業再編等支援業務

(出資等)

第二十七条 支援機構は、 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成二十四年法律第八十三号。

条にお いて 「支援機構法」という。) 第二十一条第一 項 第 一 号から第十五号までに掲げる業務の ほ か、 次

に掲げる業務を営むことができる。

支援対象事業再編等事業者 (認定事業再編事業者及び認定事業参入事業者 (以 下 「認定事 業再編等 事

業者」という。) のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。 以下同じ。)

に対する出資

支援 対象事 業再編等支援団 体 (認 定事 業再編等事 業者に対 し資金供 い給そ \mathcal{O} 他 の支援を行う団 体 (以 下

事 業再編等支援団体」という。)のうち第二十九条第一 項の規定により支援の 対象となったも のを

う。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

三

支援対象事業再編等支援団体に対する基金

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成十八

年 法 律第四十八号) 第百三十一条に規定する基金をい う。 \mathcal{O} 拠 出

四 支援対象事業再編等事業者に対する資金の貸付け

五. 支援: 対象事 業再 7編等事 業者が発行する有価 証 券 (金融 商 묘 取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第

二条第一項に規定する有価 証券及び同条第二項の規定により有 価 証券とみなされる権利をいう。 以下こ

 \mathcal{O} 号におい て同じ。) 及び支援対象事業再編等事業者が保有する有価証 券 \mathcal{O} 取 得

六 支援対象事業再編等事業者に対する金銭債権及び支援対象事業再編等事業者が保有する金銭債権 の取

得

七 支援対象事業再編等事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務 の保 証

八 支援 対 象 事 業再編等支援 団 体 -が行 う第二号 の資 金 供 い給そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 支援に関 する 指 導 勧告その 他 の措置

九 事 業 再 編 又 は 事 業 参 入 を実 施 Ļ 又は 実施 しようとする事 業者 に 対す る 専 菛 家 \mathcal{O} 派 遣

十 事 業 再 編 又 は 事 業参入を実施 Ļ 又は 実施しようとする事 業者に対する 助言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

事 業再 編 及び 事 業参 入並 びに 認定事 業再編等事 業者に対 し資 金供給その他 の支援を行う事 業活動

次条第 項 に お 1 て 事 業 再 編等 事 業活 動 という。 を推 進するために 必 要な 調査及 U 情 報 \mathcal{O} 提 供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(事業再編等支援基準)

第二十八条 農林 水産大臣は、 支援機 構が事業再編等事業活動の支援 (前条第一号から第七号までに掲げる

業務 に よりされ るものに限 る。 以下 事 業 再編等支援」 という。) 0 対象となる認 定事業再 編等 事 業 者

は 事 業 再 編等支 援 団 体 及 び 当 該 事 業 再 編等 支援 \mathcal{O} 内 容を決定するに当たって従うべき基準 (以下 「事業再

編等支援基準」という。)を定めるものとする。

2 事業再編等支援基準は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資すること

を旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣 は、 事業再編等支援基準を定めようとするときは、 あらかじめ、 事業再編等支援 0 対象と

なる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において 「事業所管大臣」という。) の意見

を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、 事業再編等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(支援決定)

第二十九条 支援機構は、 事業再編等支援を行おうとするときは、 事業再編等支援基準に従って、 その対象

となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するものとす

る。

2 支援機構は、 事 業再編等支援をするかどうかを決定しようとするときは、 あらかじめ、 農林水産大臣 0

認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣 は、 前項の認可の申請があったときは、 遅滞なく、 その内容を事業所管大臣に通知するも

のとする。

4 事業所管大臣は、 前項の規定による通知を受けた場合において、 当該認定 事 業再編等事業者又 は 事 業再

編等支援 寸 体 \mathcal{O} 属す る事 業 分野 \mathcal{O} 実態、 を考慮して必要が あると認めるときは、 農林 水 産大臣 . に対、 L て意見

を述べることができる。

(支援機構法の適用)

第三十条 第二十七条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六条第一

項第六号、 第十五条第 項 第 号及び第二号並びに第三項、 第二十一条第一 項第十六号、 第二十四条、 第

二十五条第一 項及び第二項、 第二十六条、 第二十七条、 第三十四条、 第三十七条、 第三十 九 条第 項 第

二項及び第五項、 第四十条、 第四十六条、 第四十七条並びに第四十八条第九号の 規定の適 用 については、

次の 表 の上欄に掲げる支援機構法の規定中 -同表 の中欄に掲げる字句は、 同表 の下欄に掲げる字句とし、支

援機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

第六条第 項第六号 業務 二十九年法律第

業務及び農業競争力強化支援法(平成

号)第二十七条

一二十七条第二号に規定する事業再編等		
。) 又は事業再編等支援団体(同法第		
一項第二号及び第四十条において同じ		
業再編等事業者をいう。第二十四条第		
法第二十七条第一号に規定する認定事		
対象となる認定事業再編等事業者(同		
号及び第二十七条において同じ。)の		
する事業再編等支援をいう。以下この		
力強化支援法第二十八条第一項に規定		号
内容並びに事業再編等支援(農業競争	内容	第十五条第一項第二
力強化支援法第二十七条第八号		号
第二十一条第一項第八号及び農業競争	第二十一条第一項第八号	第十五条第一項第一
各号に掲げる業務		

一前条第一項又は農業競争力強化支援法	前条第一項	第二十四条第一項
十七条各号		十六号
前各号及び農業競争力強化支援法第二	前各号	第二十一条第一項第
援対象事業再編等支援団体」という。		
援対象事業再編等支援団体(以下「支		
いう。)及び同条第二号に規定する支		
以下「支援対象事業再編等事業者」と		
規定する支援対象事業再編等事業者(
競争力強化支援法第二十七条第一号に		
支援対象事業活動支援団体並びに農業	支援対象事業活動支援団体	第十五条第三項
じ。)及び当該事業再編等支援の内容		
支援団体をいう。第四十条において同		

者しくは支援対象事業活動支援団体又	又は支援対象事業活動支援団体	第二十四条第一項第
給その他の支援を行わないとき		
が認定事業再編等事業者に対し資金供		二号
とき又は支援対象事業再編等支援団体	とき	第二十四条第一項第
を行わないとき		
十七条及び第四十条において同じ。)		
六項に規定する事業参入をいう。第二		
。)若しくは事業参入(同法第二条第		
第二十七条及び第四十条において同じ		
条第五項に規定する事業再編をいう。		
事業再編(農業競争力強化支援法第二		一号
とき又は支援対象事業再編等事業者が	とき	第二十四条第一項第
第二十九条第一項		

この法律又は農業競争力強化支援法	この法律	第三十九条第一項
七条各号に掲げる業務		
業務及び農業競争力強化支援法第二十	業務	第三十七条
この法律又は農業競争力強化支援法	この法律	第三十四条
つ確実な実施に寄与する事業		
の他の事業再編及び事業参入の円滑か		
寄与する事業並びに事業再編等支援そ	寄与する事業	第二十七条
業再編等支援団体		
対象事業再編等事業者及び支援対象事		
支援対象事業活動支援団体並びに支援	支援対象事業活動支援団体	第二十六条
		及び第二項
支援対象事業再編等支援団体		に第二十五条第一項
は支援対象事業再編等事業者若しくは		三号及び第二項並び

農業競争力強化支援法第三十条の規定	第三十九条第二項	第四十七条
第一項		
により読み替えて適用する第三十九条		
農業競争力強化支援法第三十条の規定	第三十九条第一項	第四十六条
再編等事業者及び事業再編等支援団体		
対象事業活動支援団体並びに認定事業	対象事業活動支援団体	
業参入		
、対象事業活動並びに事業再編及び事	、対象事業活動	第四十条
象事業再編等支援団体		
支援対象事業活動支援団体又は支援対	支援対象事業活動支援団体	第三十九条第五項
援対象事業再編等支援団体		
支援対象事業活動支援団体若しくは支	支援対象事業活動支援団体	
この法律又は農業競争力強化支援法		第三十九条第二項

第二項		
により読み替えて適用する第三十四条		
農業競争力強化支援法第三十条の規定	第三十四条第二項	第四十八条第九号
第二項		
により読み替えて適用する第三十九条		

第五節 雑則

(情報の収集、整理及び提供)

第三十一 条 国は、 事 業再編又は事業参入の促進に資するよう、 これらの取組に関する情報 の収集、 整理及

び提供を行うものとする。

(雇用の安定等)

第三十二条 認定事業再編事業者は、 認定事業再編計画に従って事業再編を実施するに当たっては、 その雇

用する労働者 の理解と協力を得るとともに、 当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るた

めに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、 認定事業再編事業者の雇用する労働者について、 失業の予防その他雇用の安定を図るために必要

な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 玉 には、 認定事 *業再編 事 業者に 雇用され ていた労働者について、 就職 \mathcal{O} あ 0 せ しんその 他その職 業及び 生活

の安定に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

4

国は、

前二項の労働者について、

5 国 は、 認定 事 業再編事業者 \mathcal{O} 関連中 小企業者について、 その新たな経済的環境

るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 国は、 認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、 事業再編又は事業参入の適確な実

施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十四条 主務・ 大臣は、 認定事 業再編事業者又は認定事業参入事業者に対 Ų 認定事業再編計 画 又は 認定

0

適応

の円滑化に資す

事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第三十五条 この法律における主務大臣は、 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、 当該各号に定める大臣と

する。ただし、 第六条及び第十七条に規定する主務大臣は、 農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管す

る大臣とする。

事 業再! 編 計 画に関する事 項 農林水産大臣及び当該事業再編計画 に係る農業生産関連事業を所管する

大臣

事 業参入計画に関する事 項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する

大臣

2 この法律における主務省令は、 農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令

とする。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する主務大臣の権限は、 主務省令で定めるところにより、 地方支分部局の長に

委任することができる。

第五章 罰則

第三十七条 第三十四 条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたときは、 その違反行為をした者は

、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関

前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 違反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は人に対して同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 刑を科する。

第三十八条 第二十九条第二項 \mathcal{O} 規定に違反して、 農林 水産大臣 \mathcal{O} 認 可 を受けなか つ た場合には、 その 違 反

行為をした支援機構 \mathcal{O} 取締役、 会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、 百万円以下 · の 過

料に処する。

附則

(施行期日)

第 条 この法律 は、 公布の日 から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。

ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十六条第一 項の規定による最初の 調査は、 この法律の施行の日からお おむね一年以内に行うも

とする。

2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、 この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとす

る。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるも の の ほ か、 この法律 :の施! 行に関し 必要な経過措置は、 政令で定める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) の一部を次のように改正す

る。

第十五条第 項中第二十三号を第二十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、 第

十五号の次に次の一号を加える。

十六 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第

号)第二十四条の規定による債務の保証を行

うこと。

第十七条第 項第三号中 「及び第十五号」を 第十五号及び第十六号」 に改め、 同条第二項 第十

五条第一 項第十六号及び第十七号」を「第十五条第一項第十七号及び第十八号」に、 「同条第一項第二十

二号」を「同条第一項第二十三号」に改める。

第十八条第 項 第 一 号中 「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」を「第十五条第一項第十九号

から第二十二号まで」に、 「同項第二十二号」を 「同項第二十三号」に改め、 同項第二号中 「業務及び」

を 「業務、 に改め、 「除く。)」の下に「及び同項第十六号に掲げる業務」 を加え、 同 項第二十二号

を 「同項第二十三号」に改め、 同項第三号中 「第十五条第一項第二十二号」を「第十五条第一項第二十

三号」に改め、 同項第四号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に、 同

十二号」を 同 項第二十三号」に改め、 同項第五号中 「第十五条第 項第十七号」を「第十五条第一 項 第

十八号」に、 「同項第二十二号」を 「同項第二十三号」に改める。

第二十一条第一項中 「及び第十五号」を 第十五号及び第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十八号から第二十一号まで」を「第

十五条第一項第十九号から第二十二号まで」に改め、 同表第二十二条第一 項の 項中 「第十七号」を 「第十

八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中 「第十六号並びに第十七号」を「第十七号並びに第十八号」 に改める。